

2022 年度第 2 回 (2022 年 8 月 26 日)
IIPPF 企画委員会 情報共有セミナー開催報告

IIPPF 事務局

国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) は、2022 年 8 月 26 日に 2022 年度第 2 回情報共有セミナー「メタバースおよび NFT マーケットプレイスにおける知的財産保護について」をオンライン形式で実施しました。本セミナーでは、エンターテインメント、ファッション、テクノロジーの知財法務を手掛ける弁護士・上級 VR 技術者の[関真也氏](#)をお招きし、「メタバース」(注 1) と「NFT」(注 2) という言葉が多義的に用いられている現状のなか、その実態や特徴について解説頂きました。当日は、IIPPF メンバーをはじめ、276 の企業・団体に参加頂きました。

講演では、同氏から知財保護の観点から、両者を切り分けて対策を検討する必要があるとの見解が示されるとともに、デザインを保護する知的財産権など(著作権、意匠権、商標権、不正競争防止法による保護)について比較・整理が行われました。さらに、メタバース、NFT のそれぞれに係る知的財産権保護のポイントや、韓国、EU での取り扱いなどについて解説がありました。

講演後の質疑応答では、仮想空間における侵害においてどの国や地域の法律が適用されるかなどについて質問が寄せられました。また、商標の指定商品・役務に関するアドバイスを求める声が多く上がりました。参加者からは、「メタバース関連の法整備について網羅的に説明があった」「知的財産権、不正競争防止法の各法律面での保護について、その考え方を含めて説明があり、大変参考になった」「商標法上、どの指定商品・役務を押さえるべきか参考になった」などのご意見を頂きました。

本セミナーでは上記講演のほかに、IIPPF の概要や、IIPPF インターネットプロジェクトチームの取り組みについて紹介しました。(詳細は[ビジネス短信](#)を参照ください)

以上

(注 1) さまざまな定義があるが、一般に、アバター(自分の分身)を通じて、行動・体験・協働できるインターネット上の仮想空間を指す。仮想現実(VR)や拡張現実(AR)の技術と相まって、同じ時間・空間を共有できる臨場感がさまざまな業界から着目されている。

(注 2) ブロックチェーン(分散型台帳技術)上で取引・発行される、一般に、偽造困難な唯一無二の鑑定書付きデジタルデータなどと説明される。